

家畜改良増殖法第34条に基づく業務の運営状況の報告について

○家畜人工授精所の開設者は年次毎の業務に関する報告を翌年次の4月末までに都道府県知事に報告する義務があります。

特定家畜人工授精用精液等(和牛等の精液・受精卵)

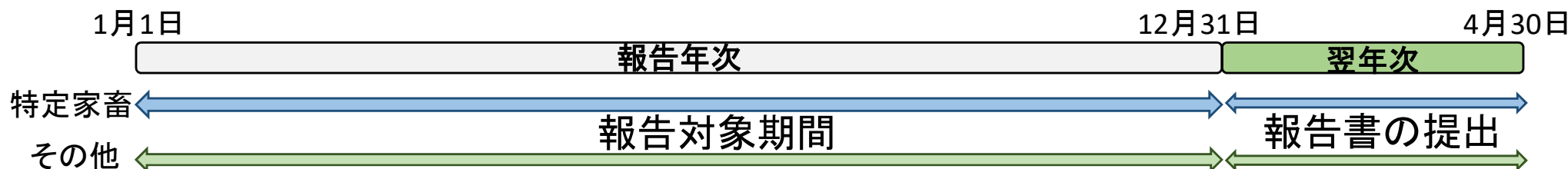
⇒報告対象期間:報告年1月1日~12月31日

報告様式:様式第28号

その他の家畜人工授精用精液等(ホル等の精液・受精卵)

⇒報告対象期間:報告年1月1日~12月31日

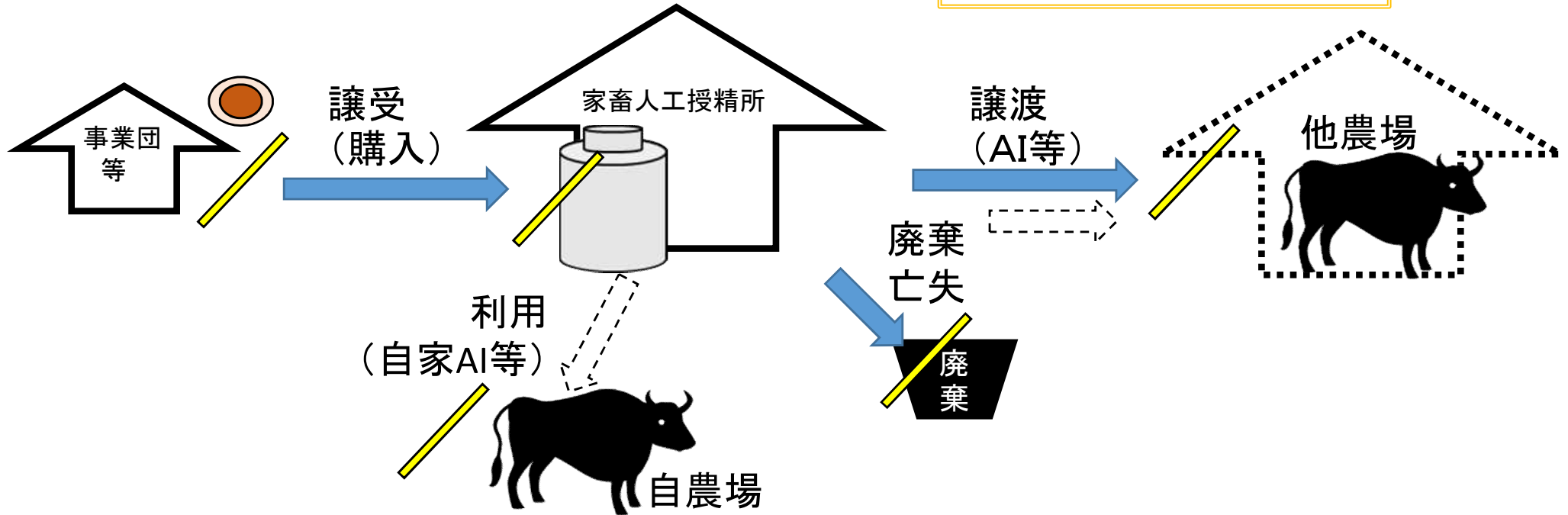
報告様式:様式第29号



報告に係る家畜人工授精用精液等の動き

家畜人工授精所への精液等の出入り(譲受・譲渡・廃棄・亡失)
⇒譲渡等記録簿に記録

家畜人工授精の実施
⇒家畜人工授精簿に記録
授精証明書発行



譲受

外部から家畜人工授精所に搬入した場合

- ・購入(譲受)し、保存
- ・他者から保存を受託

譲渡

家畜人工授精所から搬出する場合

- ・保存した精液等を販売(譲渡)
- ・他農場での飼養牛に授精
- ・受託した精液等を引き渡し(搬出)

利用

自家(自農場内)でAI・ETを行う場合
※外部への搬出がない

特定家畜人工授精用精液等報告書(様式第28号)

○様式第28号は精液と受精卵は別々に作成します。 ※体内・体外受精卵の数量はまとめて下さい。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

20〇〇年4月1日提出

滋賀県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、20××年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：25S000
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：滋賀県人工授精所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
- 3 家畜人工授精所の業務の別：5
- 4 報告対象物：1
- 5 前年12月31日時点の保存数量：213
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

開設許可証
確認

西暦で記入
4月30日までの提出日

譲渡等記録簿 参照

家畜人工授精簿 参照

譲渡等記録簿 参照

許可証記載の業務の別(番号)記入
報告対象物 1:精液 2:受精卵
1枚の報告書には**どちらか**を記入

集計

(単位:本)	20××年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量	0				0		0	0	0	0	0	0	0
譲受数量	0				100	2							1420
譲渡数量	0				5								985
利用数量	0				47	4							473
廃棄又は 亡失した数量	0				5	0							23
月末時点の 保存数量	213	213	283	340	293	328	285	254	282	304	287	207	
備考									亡失発見 +5				

※譲渡等記録簿、家畜人工授精簿など
日々の記録を基に作成して下さい!

特定家畜人工授精用精液等報告書(様式第28号)

○様式第28号は各項目に月ごとの数量を**1本単位**で記載します。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

20〇〇年4月1日提出

滋賀県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、20××年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：25S000
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：滋賀県人工授精所 滋
- 3 家畜人工授精所の業務の別：5
- 4 報告対象物：1
- 5 前年12月31日時点の保存数量：213
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

各項目
月合計を記載

1年の合計を記載

(単位：本)	20××年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受数量	0	0	0	200	100	200	100	80	200	220	200	100	1420
譲渡数量	0	0	0	100	95	120	80	70	115	130	150	125	985
利用数量	0	0	0	43	47	45	53	41	62	68	59	55	473
廃棄又は 亡失した数量	0	0	0	0	5	0	10	0	0	0	8	0	23
月末時点の 保存数量	213	213	283	340	293	328	285	254	282	304	287	207	
備考									亡失発見 +5				

月末の在庫
前月末在庫 + 生産数 + 譲受数 - 譲渡数
- 利用数 - 廃棄・亡失数

亡失分の発見数
も記載

その他の家畜人工授精用精液等の報告(様式第29号)

※特定家畜人工授精用精液等は除いて記入

※畜種(牛、豚、馬、山羊、めん羊)ごとに別々の報告書を作成

西暦で記入
4月30日までの提出日

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

20〇〇年4月1日提出

滋賀県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、20××年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	25S000
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	滋賀県人工授精所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
3	家畜の種類及びその業務の別	1 (5)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	70
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	50
6	家畜受精卵を譲渡した件数	30
7	家畜受精卵を譲受した件数	20

許可証を確認

家畜の種類(業務の別)
例)牛、保存の場合⇒1(5)

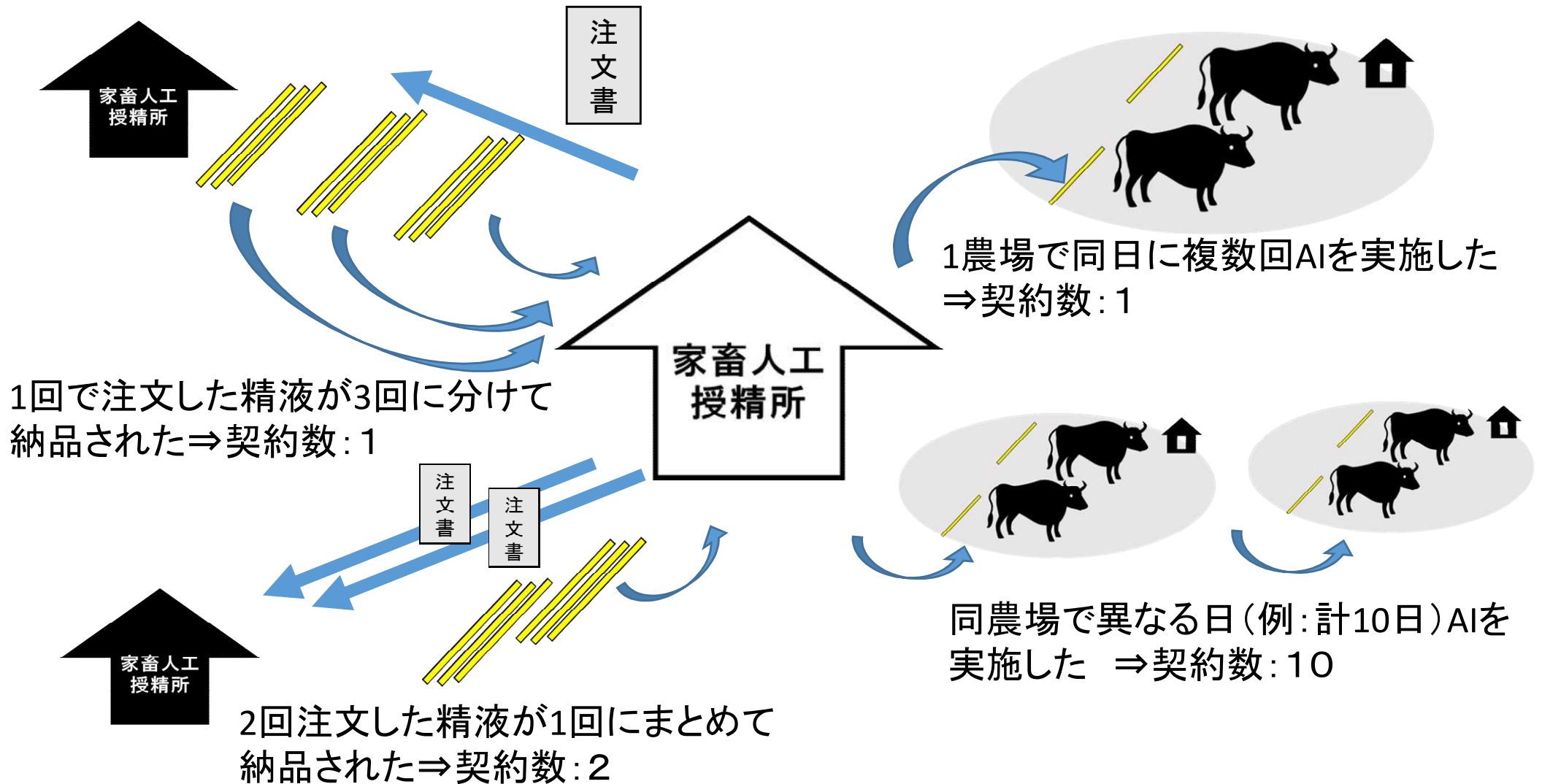
譲渡、譲受の「延べ件数」
(契約数)を記入

受精卵業務がない場合は
空白でよい

(日本産業規格A4)

特定家畜(和牛等)とは、報告する項目が異なることに注意!

延べ件数(契約数)について



報告のご提出のお願い

○様式は滋賀県庁畜産課HPにも掲載しています。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞畜産業＞

家畜人工授精所を開設されている方へ

○**翌年4月30日まで**に畜産課までご提出をお願いします。

提出先 〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁畜産課

あるいは

Mail: ge00@pref.shiga.lg.jp

○ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

担当 生産衛生・耕畜連携係 家畜改良担当

TEL: 077-528-3853 FAX: 077-528-4883